

男女共同参画用語集

男女共同参画社会	男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。
ジェンダー	「産まれたときの性別（生物学的な性別）」に対して、「女性はあるべき」「男性はあるべき」などの思い込みやイメージを「社会的に作られた性別（ジェンダー）」という。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。様々なライフスタイルや、子育て期、親の介護などを行う中高年期といった人生の各段階におけるニーズに合わせて多様な働き方・生き方を選べるワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、国と地方公共団体、企業、働く方が一体となって取り組むため、「仕事と生活の調和憲章」と「仕事と生活の調和のための行動指針」が平成 19（2007）年 12 月に策定<平成 22（2010）年 6 月改定>された。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	夫婦や恋人など親密な関係にある男女間における身体的、精神的、性的な暴力。
デートDV	婚姻関係にない交際相手からの暴力。「DV」の項参照。
セクシュアル・ハラスメント	いわゆる「セクハラ」、性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、さまざまな様態のものが含まれる。 特に雇用の場では、相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えること（対価型）、あるいは繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること（環境型）にとらえられており、「男女雇用機会均等法」の改正によって、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のため、事業主には措置が義務付けられた。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	女性は、妊娠や出産のために、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、平成 6（1994）年の国連の国際人口・開発会議において掲げられた概念であり、女性の人権の重要なひとつとして認識されている。女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態により、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、また産まないかを責任をもって管理し、自己決定する権利を当事者である女性自身に認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視したもの。
L G B T	LGBT とはレズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字をとった性的少数者の総称の一つ。
女子差別撤廃条約	女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、男女平等の権利の確立を促進することを目的とした条約。1979 年（昭和 54 年）の国連総会で採択された。法律や制度のみならず、慣習も対象とした性別役割分担の見直しを強く打ち出している。日本政府は、国籍法、民法、男女雇用機会均等法等の国内の法整備を行い、1985 年に批准しました。2008 年 2 月現在の批准国は 185 か国。
男女共同参画社会基本法	男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することが緊要であることから、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定された。平成 11（1999）年 6 月公布、施行。
男女雇用機会均等法	男女雇用機会均等法（正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という）は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを

	目的とする法律。1999 年（平成 11 年）4 月に改正され、募集や採用、配置から定年や退職、解雇に至るまでの雇用管理すべての段階における女性に対する差別が禁止されている。
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律で、平成 13（2001）年に制定された。平成 16（2004）年、19（2007）年、25（2013）年に一部改正。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、ＤＶ防止法を準用することとなった。 この法律は、配偶者等からの暴力を「暴力」と認め、かつ、それが「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」とであると規定し、暴力や人権侵害の根絶を図るために、保護命令制度の規定、女性相談や女性相談員の位置付け、関係機関相互の連携協力の義務付けなど、被害者支援のための仕組みを規定している。
糸島市男女共同参画社会推進条例	糸島市の男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市と市民と事業者等が協力し合って、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある糸島市を実現するために、制定された条例。
糸島市男女共同参画社会基本計画	男女が互いにその人権を尊重し、共に責任を担い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的とし、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施する ために策定された計画。